

○藤木委員＝それでは、自民党会派の藤木でございます。

問いの一番目、コロナ禍における技能実習生の受入れについてということであります。

私は縁あって、世界的な農業開発協力団体であるオイスカの一員となっております。その一員となっております理由の一つに、そう遠くない将来、我が国の人口減少がもたらす労働力不足を補うために外国人労働者が加速度的に増加し、そして、本県もまたそういった流れの中で、外国人の皆さんと地域社会や職場を通して普通に暮らしを共にしていく時代が来ると容易に予想できるからであります。

今回の代表質問でも、二〇二五年、介護士が約六百人以上不足するというような答弁もあっておりました。何とか自前で頑張るわけですけれども、足らざるところは、やはり外国人の労働者、介護士さんを入れていかざるを得ないと、それが二〇二五年の話であります。

そういう状況の中で、来る側からすると大きな夢を抱いて、先進国家の日本に技能実習生という立場の海外の若者たちが本県にやってきてくれて、私たちの社会の一部を担ってくれる。そして、彼らが安心して働いて、実績を上げて、確かな満足とともに帰国され、そこで培った日本や佐賀県というものへの信頼感に基づいて、改めて新しい青年たちが海外から本県にやってきてくれる。そんな好循環を生み出す何かの一助になればとの思いから、私はこのオイスカという団体の一員となっているというわけであります。そういう私の思いがあって、この外国人実習生の問題を取り上げることにしたところであります。

それでは、質問に入ってまいります。

近年は外国人が増加して、日常生活の中でも普通に目にするようになりました。昔と比べて外国人がより身近な存在になっている気がいたしますが、その大部分が技能実習生と呼ばれる外国人労働者であります。本来、技能実習制度というものは、国際協力を目的として、企業が外国人を受け入れるという制度でありますから、法律上、労働力の需給の調整の手段として行ってはならないとされております。しかし、実際には、国内の労働力不足を補うために、企業が外国人を労働者と受け入れているのが実態なんだろうと思います。

そういった時代の流れを受けまして、平成三十一年四月、政府は人材確保が困難な産業分野においては、外国人を技能実習生ということではなくて、純粋に労働者として受け入れる在留資格、特定技能という制度を創設されております。しかし、それから二年が経過いたしておりますが、まだまだ実際的には普及に至っていないようであります。

そうした中、さきに申しましたとおり、技能実習生を受け入れる企業の一部には、技能実習生を安価な労働力としか見ておらず、また、適正な労働環境を整備しない企業もあると伺っております。技能実習生については、労働関係の法令が正しく適用されること、ましてや、受け入れる企業の側もきちんとした労働環境を提供し、安心して働いてもらうということは当然のことです。政府や自治体、及び企業がこの点をおろそかにすると、母国での信頼を失い、先々実習生としての本県のリクルート機能を著しく低下させることにつながってまいります。そうならないためにも、県においては昨日お伺いしました佐賀労働局など、関係機関と連携をいたしまして、受入れ企業における適正な労働環境の確保に取り組んでもらいたいと思います。

加えて、コロナ禍における技能実習生の受入れに関しまして、現在は外国との往来が制限され、技能実習生そのものが来日できなくなっており、仮に来日できたとしても、入国時には十四日間ホテル等で待機させるなどといった感染防止対策を施す必要もあって、企業側には相当の負担が生じているところでもあります。また、そういう声が実際的に聞こえてまいりました。

そうしたことを踏まえて、福岡県や鹿児島県では、企業における感染症防止対策のための宿泊費や、交通費の負担を軽減しようといった補助制度が設けられております。本県もこのような制度の概要についてはしっかりと調査研究をし、必要とあらば、この点も補助の対象先に入れ込むべきではないかと考えております。そして、こういった支援を通して、本県の外国人受入れに関する積極的な姿勢を示すことこそが先々外国人が実習先として本県企業を選ぶことにつながっていくのではないでし

ようか。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つ、技能実習生等の受入れについてです。

まず、技能実習、特定技能とはどのような制度なのかということであります。その制度の概略を簡潔にお示しください。

○藤木委員＝わかりました。それでは、続きまして技能実習生の受入れの状況についてという項目であります。技能実習や特定技能で在留する外国人は、国内及び県内でどのくらいの人数となっているのかということについてお伺いいたします。

○藤木委員＝的確に答えられなくて結構ですけれども、この差は何ですかね。特定技能二年たってですよ、こうまで技能実習生に頼って、特定技能は労働力不足の調整手段として大変有効であるということは明らかな割には、ここまで何というか、特定技能制度自体が伸びていかないという根拠が分かれば、概略で結構ですけれども、お答えいただければと思います。

○藤木委員＝それでは、三番目の技能実習生受入れ企業の不適切な事案についてです。

技能実習生等の労働環境において不適切な事案がどのくらいあるのかということについてお伺いします。

○藤木委員＝それでは四番目、技能実習に関する取組についてということでございますが、やっぱり母国を離れて、単身来日、来佐されてというべきか、体を壊すこともあるだろうし、職場内、もしくは地域社会の中で孤立するということもあるだろうし、想像するに、誰に助けを求めているのかもよく分からない片言の言葉の中で、誰に助けを求めているのかも分からない状況の中にいるのが、故国を離れる技能実習生の実際的なところなんだと思う。そこを一生懸命彼らは彼らなりに、自分のため、家族のため、母国のためと思って頑張っておられるわけでございますが、そういう困り事もやっぱり発生するわけでありますね。県では、技能実習生が安全、そして安心して働いていけるようなどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○藤木委員＝大変頼もしい答弁に、成り代わることはできませんけれども、本当にうれしく、ありがとうございますね。彼らは本当、遠く故国を離れて、一人ここで働いているわけで、いろんな問題を内に抱えながらの生活なんだというふうに想像するときに、やっぱり何かあったときにはしっかりと面倒も見てもらいたいし、そしてそのはつらつと元気に職場の中で心の病、体の病等にならないように、何かあったときにはしっかりとお世話をしてやっていただきたいと思います。これは私からの要望であります。

続きまして、コロナ禍における入国時の対策についてということであります。

コロナ禍における入国時の対策として、技能実習生を受け入れる企業側は、どのような対策を講じる必要があるのかお伺いします。

○藤木委員＝コロナ禍の対策の一つということで、そのような負担が私たちが思いもよらないところで負担をしている企業等も現実にあるということでございます。

二番目に、企業へのその支援ということについてです。

福岡県、鹿児島県では、入国時の対策、入国時のそういった対策ですね。福岡空港から佐賀駅まで、福岡空港、国際便から県内各地にということであればまだよかつたんだろうけれども、今はなかなか福岡というわけにもいかないから、成田空港を使われる方が多分に多くあるんだろうと思いますね。

県内の社員寮で十四日間過ごすためには連れてこんといかぬですね。そういうような御苦労等を考えて、本当にこれもコロナの災いの一つなんだなというふうに私ども理解します。

福岡県や鹿児島県では、入国時の対策のための企業負担の軽減をするために補助制度を創設されて

いるということをお伺いいたしました。本県でもそういった支援について考えていく必要があると思うけれども、その点について御所見をお伺いします。

○藤木委員＝じゃ、その点についてもまたひとつよろしくお伺いいたしますね。

それでは、問いの二、流域治水対策についてお伺いいたします。

代表質問でも述べました。一昨年の集中豪雨などに見られるとおり、近年の激甚化した豪雨に対応するためには、既存のダムやクリーク等の貯留効果のある施設を治水対策として生かす流域治水の考え方を取り入れること、そして小規模なクリークから河川、海岸までの洪水抑止のための機能を持つありとあらゆる施設がさらに連携を深化させて、対策の空白地帯が散見されないようにすることが何より重要だと述べさせていただいております。

現に、圃場整備等により整備された佐賀平野のクリークにつきましては、そのクリークが持つ防災機能に着目して、平成十一年度から県営クリーク防災機能保全対策事業、そして平成二十四年度から国営総合農地防災事業によりクリークの整備に着手されたところであります。

整備以前は、水路のり面が崩れて、泥土がたまって、アシなどの雑草が茂るなど、見た目もそうですし、またその維持管理する農家の方々も本当に苦勞されておりました。しかし、整備後は、整備された後のり面に小段なんかも設けてくれて、維持管理しやすい工夫とかもあって、草刈り等の農家の負担が大いに軽減されて、何よりクリークの持つ機能が回復、維持されることで、明らかに湛水被害が軽減されています。これに関する県民の多くが非常に感謝されているところであります。

私も小城市も受益者市町としてここで深く感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、佐賀平野のクリークには、現在、国や県が整備を実施しているクリーク以外にも、平野部に相当数点在する集落内のクリークや今回の県営クリ防の施工要件を満たさなかった小排水路などが同じように荒れ果てたまま、土水路のまま多く残っているのが現状であります。

これら水路はのり面の草刈りや水草上げ、堆積土のしゅんせつなど管理が行き届いていない状況にあり、その対策として、今、政府が実施してくださっておりますが、多面的機能支払交付金などの集落に対するわずかな資金では到底これに追いつくことはできません。やはりここは流域治水を進める観点からも、政府の理解を取りつけて、市町と一体となって、佐賀県が佐賀平野の、白石平野も同じです、この両平野の洪水抑止対策をどうするという大きな視野で改めてクリーク網の整備に取り組む必要があると考えています。

今後、さらに激甚化、頻発化が予想される豪雨に対し、県は災害から県民の暮らしを守るためにクリークの整備など流域治水対策にどのように取り組んでいくのかという点についてお伺いしてまいります。

一つ、クリーク整備の進捗状況についてであります。

現在、実施している国営事業と県営事業の進捗状況についてお伺いします。

○藤木委員＝それでは、予算のつき具合もあるだろうし、概算で結構ですけれども、当面の計画としては大体あと何年ぐらいかかって終了するということになりそうでしょうか。

○藤木委員＝国営総合農地防災事業は言ったっけ。

○藤木委員＝もう令和三年ですから、令和二年度ですけれども、令和五年度ということになれば、あと二、三年でとりあえず残りの三〇%、四〇%を終えるということになって、それでは次の後対策という話にもなってまいります。

令和五年に両事業が完了できるように、精いっぱい、皆さんの期待に応えて頑張ってくださいと心から要望いたしておきます。

そこで、二番なんですけど、後対策も踏まえた上でということなんですけれども、流域治水を踏まえた今後のクリーク整備についてお伺いします。

現在のクリーク防災機能保全対策事業もあと数年で終了します、先ほどの答弁のあったとおり。

そこで、これからの事業の後継事業を考えていく時期に差しかかっているのは間違いありません。クリク防二回戦をただ単純に現行制度のまま焼き直しで実施するには、あまりにも工夫がないと私は考えます。

今後、県は流域治水の理念を踏まえた上で、クリクの整備にどのように取り組んでいくおつもりなのかお伺いします。

○藤木委員＝その二回戦は流域治水全体、もう全ての洪水抑止施設の連携強化こそがクリク防災事業の本丸だと私は思っています。本当に大豆畑の世界だって、ちょっとの差なんですよ。そのちょっとの水位が守れなかったおかげで大豆が全滅と、本当に大雨のときには間隙を縫って大豆をまいておきますので、もう芽が出た瞬間に長雨に打たれて種が熱で煮えるんですね。そうすると、発芽できなくて結局は全滅と。またまこうと思っても、田んぼ、圃場が乾くまでの間に二週間も要するようなことになったら、もう時期が遅れて、適期にまけないということになると、結局は収量はほとんど見込めないんですね。だから、そのちょっとした大豆畑が浸からないように、また、よく集落の中でもあそこの家のあの小屋のところがいっぱい浸かるもんねとか、あそこの農道じゃなかばってん、お寺さんのところに行くあそこの里道のところが絶対浸かるもんねというのは、本当ちょっとした境やけんが、その水量をどこかで貯水してくれれば、何とか大雨は大雨なんだけれども、いろんなところでそのちょっとした差でいるんなことで安全が守れたり、暮らしが守れたりという世界なので、クリク防災事業が終了したあと数年後の世界、だから、あとしばらくすれば次期対策どうするということについて、この当委員会でも議論になるだろうし、本会議場でも議論になるだろうし、そのときは水害の抑止効果という観点に立って、クリクや農業土木が果たせる役割とは何なのかということ河川当局とも一緒にしっかり議論していただきたいというふうに思っています。

三番目は、未整備のクリク等の対策についてということですが。

現行では集落周辺の未整備のクリクや圃場整備事業等により施工された土水路のままの小排水路の対策については、県はどのように考えているのかお伺いします。

○藤木委員＝現行制度の中ではそれが一つのルールとしてやってきたわけですから、それはそれとして納得をいたしております。

今、この現行においても、住民の限界を超えて、今すぐでも対応したいという市町や集落等があって、要請があればしっかり有利な補助制度をよく考えてやって進めていただいて、今現行でもできるということであれば、しっかりとこれは進めて、協力してやっていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、既存施設を活用した流域治水対策についてということでもあります。

昨日、委員会で農業大学校に行き、大変よい勉強になりました。生徒たちの話もすごくよかったし、将来にわたる佐賀県農業の担い手として、それにふさわしい非常に元気はつらつと夢を描く若者たちと出会えてよかった。それを踏まえて、永渕校長先生の話も本当にいい話だったと思います。ただ、永渕校長先生の話で一つ気になるのが、米、麦、大豆が佐賀県農業の基盤的な農業であるということでありました。しかし、本来であれば、基盤的な農業の米、麦、大豆のバランスは、やっぱり米は七割なんですね。例えば今はコロナ禍における食料の在庫量の多さから四割を超えて五割というような話になってくると。うちが作っている「ふくゆたか」なんていう品種は、やっぱり三年に一遍しか本来つくれないですね。だから、そうやってきても、やっぱり四割、五割と減反せにやらんことになったときに、先ほど言った同じことが、大雨が降れば、長雨の間隙を縫って播種するわけですね。結果的にそういうようなことで大雨が来たときに冠水して、大豆畑が同じような海拔の中にあって冠水してしまえば、それで一発で終わりです。あとは共済金に頼るしかない、こういうような状況になってくるという意味からすると、やっぱり流域治水対策ということは非常に重要な佐賀県農業の土地利用型農業を守るという意味においてもすごく大切なことだと思っています。

その中で、先ほどから課長と議論いたしておりましたが、流域治水による湛水被害軽減を図るためには、洪水抑止対策等のハード整備はもちろんですが、ダムやクリクの事前放流、水田を活用した田んぼダムなどの既存施設の活用など、ソフト対策もまた即効性のある極めて有効な事業なんだろう

というふうに私は思います。

県は、流域治水対策全体を佐賀平野、白石平野ひっくるめて、この流域治水対策全体を今後どのように進めていくのか、農林水産部長にお伺いしたいと思います。

○藤木委員＝本当に前向きな答弁ありがとうございました。

昨日の校長先生の話ではないですが、土地利用型農業が本当に佐賀県農業の基盤的農業であると私も確信いたしております。必要量に応じては大豆の面積が増えていくのも致し方ありません。さっきの田んぼダムがそうであるように、大豆畑のところは水口の板は低く、ほかのところは水生生物であるということで一日、二日浸かったって何とかなるということから、あれは深くで、農業という意味において言うと、大豆畑を守るためにみんなで深水管理を一日、二日やりましょうよという姿勢なんでありませぬ。

いずれにしても、先ほど答弁いただいたように、非常に即効性のある、ちょっとした善意で多くの人が救済される、本当に有効な事業だと、対策だと僕は思いますので、流域治水の考え方によって、できるだけ早くみんなで協力して、洪水被害から世の中が守られるように、頑張っていけるように御指導賜りますようお願い申し上げます、とりあえずこの点で。

○藤木委員＝それでは、問いの三番目でございます。「さが園芸888運動」における果樹の振興についてお伺いいたします。

この質問を始める前に、委員会の開会冒頭、桃崎議長の冥福を祈り、私たちは黙祷をささげました。先生を失ったことは、この888運動を推進する上でもあまりにも大きな損失だったと思います。一言で言えば、果樹行政の議会側の最大の理解者、推進役を失った気がいたします。

先生は、十数年にわたって全国みかん生産県議会議員対策協議会の会員として、途中で会長にも就任されております。また、本県議会が構成する農業議連の副会長としても、本県や地元の生産農家と、政府及び自民党幹部の皆さんたちとの大きなパイプ役となって、本当に頑張っておられました。

ついこの頃も「にじゅうまる」の成功を誰よりも願っておられましたし、議長退任後は一議員となって、自分が先頭に立って園芸振興の大きな旗を振っていくんだと強い決意を示されておったのは本当にこの頃の話であります。

この888運動の成功については、私自身も百姓の仲間として、議会の同志として、微力ながら先生の遺志を継いで、全力でこれを支えます。そして、力になりたいと思っています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

「さが園芸888運動」についてであります。

この運動では、令和十年までに園芸産出額を八百八十八億円とする極めて高い目標を掲げられ、生産者をはじめ、関係機関・団体と一体となって意欲的な取組が進められております。

一つ目、八百八十八億円の根拠についてであります。

そもそもこの運動の目標をなぜ八百八十八億円と定めたのかということについてお伺いいたします。

○藤木委員＝分かりました。

それでは二番目、園芸産出額の現状についてであります。

計画当初、平成二十九年には六百二十九億円であった園芸農業の産出額でしたが、888運動を踏まえて現在の園芸産出額がどうなっているのか、目標達成までにどのくらい増加させる必要があるのか、改めてお伺いします。

○藤木委員＝やっぱり順調に努力すれば報われるというような仕事でもないですもんね。生き物ですから病気にもなります。

自然を相手に結果を残していく産業ですから、天候との兼ね合いもある。結果的に災害に見舞われれば、先ほど言ったように一挙にその地域がペアになるということは往々にしてある。

そういう状況の中で八百八十八億円というのは、本当に途方もなく大きな目標を私たちは掲げてい

ます。

この極めて高い運動目標を達成するための根拠となることですが、今後、この目標を達成するためにどう取り組んでいくのかお伺いいたします。

○藤木委員＝事の成功について、議会側としても可能な限り応援できることはしっかり応援していきたいと、改めてここで誓わせていただきたいと思います。

本当に佐賀県にはすばらしい園芸作物がいっぱいあります。そして、すばらしい果樹もいっぱいあります。

そうやってたくさんある中で、その中でも特にミカン生産についてお伺いしたいと思います。

当然のことながら、ミカンの売上数量を上げていくためには、高単価で販売される高品質なミカンが多く生産していくことが何より重要です。

そのためには、効果的な栽培技術の移植普及が大切なことであります。

一つ、根域制限栽培についてであります。

高品質なミカンづくりが可能となる栽培方法の一つとして、佐賀県が開発した根域制限栽培というものがありますが、この栽培方法についてお伺いします。根域制限栽培とは具体的にどのようなものなのか、なぜその技術が高品質なミカンづくりに必要なものなのか、改めてお伺いします。

○藤木委員＝改めてそこで、高品質なミカンが取れるその方法として根域制限栽培というようなことではございましたが、その結果において、それがほかのミカンの栽培と比べてどれだけ取れるのか、その点について改めてお伺いします。

○藤木委員＝分かりました。

それでは、根域制限栽培はやっぱりすばらしい栽培方法だというふうに言えると思います。

現在の県内の普及状況はどのようになっているのかお伺いします。

○藤木委員＝十一ヘクタールという答弁ではよく分からない。大体根域制限栽培に向く圃場がこれだけあって、その中で十一ヘクタール、つまり、本来適性樹種の中でこの十一ヘクタールの割合とはどれぐらいなものなのかということについてお伺いします。

○藤木委員＝不規則なことを言うようだけれども、それはいかんですね。

根域制限栽培を普及していこうというふうに言うのであれば、一番最初にお話ししたとおりに、888運動を推進するに当たって、これを目標達成するための根拠となる計画があるはずで、そのため果樹において生産額をこれだけ伸ばす、根域制限栽培もその重要な手段の一つだといった場合に、例えば、実際的には四十ヘクタール適地があるにもかかわらず、これがまだ十一ヘクタールしかないの、これを何カ年で四十ヘクタールにするのかしないのかというような計画と、その進捗状況を確認するのが私たち議会の役割なんです。888と言っているんだから、いつかは666になって、777になって、888になっていくわけだから、そのときにその進捗状況に対して我々は適否を言うわけですから、頑張ってください、おかしいじゃないですかと。

それがそもそもとして、根域制限栽培を技術移植の重要な手段だという話なのにもかかわらず、実際的に今、適地が幾らで十一ヘクタールが多いのか少ないのかも分からないという状況では、園芸課として、言うてはなんだけれども、大きな大きな目標に対してちょっと正直言って責任感に欠けるような答弁だというふうに思います。

でも、実際的に今計画というか、その分析がなされていないということであれば、本議会終了後、直ちに根域制限栽培が四倍、三倍とも言える「さが美人」を産出することができる技術だということなのであれば、余計に適地が幾らで、我々は何年間の間にどれぐらいこれを普及していくのかという計画をお立てになるべきだと思います。

その点について改めてお伺いします。

○藤木委員＝再度確認します。

先ほどの答弁は数百ヘクタールというふうに言われましたか。

○藤木委員＝888運動の提唱は、平成二十九年から、果樹の振興という観点に立てば営々とやってきたわけでありますね。そういう意味からすると、その技術のすばらしさ、「さが美人」率が二〇%から七〇%、六〇%というような結果を出し続けてきたということから考えると、これは普及しないといかんと本来思うべきだし、思ったんだろうと思う。

ところが、実際は十一ヘクタールにとどまっている。これを増やしていかなければいかん。しかし、普及できなかったというか、思いのほか、ミカン生産農家の皆さんたちがこの事業に食いついてこない、その理由は何だったんでしょうか。

○藤木委員＝それでは、次に進みますが、そういった課題を踏まえて、888運動の計画の中に既存の果樹産出額が今こうだけれども、将来はこれだけの金額に伸ばしていこうというような考え方に立って、この種の技術の普及、移植ということを考えていくわけですから、そういうことであれば、先ほど答弁された課題を克服しなければ普及できないということになります。

そこで、これらの課題を踏まえて、今後どのようにこの技術の普及促進を図っていくおつもりなのか、改めてお伺いします。

○藤木委員＝分かりました。

この点で、例えば、私ども小城市に畑田という地域がありますもんね。そこは果樹試験場周辺の集落ですけれども、七ヘクタールぐらいの土地を耕作している大規模農家とされている人たちは六十枚とか、七十枚とか、何十枚の田んぼを耕作して七ヘクタールですね。

僕ら地元の国道三十四号沿いで農業を営んでいる農地は、圃場整備後、大体一区画五反、これのあぜを取っ払って整地して、一区画は一ヘクタール、七ヘクタールを確保するには十四枚という話ですね。

ところが、畑田というエリアのところなんかには、何十枚の田んぼを七ヘクタールぐらい耕作している人たちがおられます。

そういうような状況の中では、本当に耕作に対する何というのかな、せましが悪いというか、角ばかり、ぐるいばかりという話になってしまいますので、やっぱりああいうところに、水田農業の現場に果樹を振興して、根域制限栽培をどんどん導入していくということは、きっと皆さんにとって素晴らしい成果を上げてくることなんだろうと。

しかし、縁がない。みんな水田で麦を植えて、次、大豆をどうしてと。常に自分のやっている土地利用型農業の今と、次、何をしなければならんということだけに追われているので、全く他産業である果樹を取り入れようということは大きな飛躍です。

その飛躍を突破させるためには、克服するためには、やっぱりちゃんとした普及が、安心してちゃんと大丈夫ですよという普及促進の並々ならぬ努力こそが結果としてやってよかったなということにつながっていくかと思えますから、そういう意味では、水田農業の中に果樹を持ち込む根域制限栽培の移植ということについては、精いっぱい普及促進に努めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

二つ目、マルチ栽培についてであります。

またもう一つ、土壌水分管理資材を使ったマルチ栽培についても、高品質なミカンづくりには欠かせない栽培であります。

現在の普及状況についてどうなっているのかお伺いいたします。

○藤木委員＝先ほどと同じことを問います。

普及上の課題がどうなっているのかお伺いします。

○藤木委員＝それは、普及所を通じて技術的な指導をすれば簡単に解決する種類の話だから、徹底的



ありません。

「にじゅうまる」のブランド化を図るためには、私はまずは多くの県民に食べてもらうこと、そして、そのすばらしさを知っていただき、しっかりと根強いファンクラブをつくっていくことだと思っています。「佐賀牛」がそうであったようにですね。

そして、マスコミでニュースバリューの高い情報として取り上げられることだと思います。この頃は七山のそば屋さんの話が、ここにおられる皆さんも何となく知っていらっしゃるかも知れませんが、七山という村の中のそば屋さんがちょっとした情報番組に夜取り上げられたそうで、大反響だそうで、そういう取り上げられ方というのがやっぱり戦略的な販売の方法なんだろうなと。

何げに本当に草深いというわけじゃないんだけど、七山の山奥の中で、あるそば屋さんが一挙に全国ネットのそば屋に一夜にして変貌するなんていうようなこともあって、こっちは内実があるのだから、そういうマスコミでニュースバリューの高い情報として取り上げられることはすごくいいことだと思うんですね。

地元から確かな両面というか、地元からその確かな評価が、「にじゅうまる」はうまかもんねというように佐賀県のどこに行っても、ああ、ミカンやろう、「にじゅうまる」やろうと、県外から来たお客様、外国のインバウンドのお客様に関わった佐賀県民の多くが、ああ、「にじゅうまる」、そうそうそう、果樹で言うなら「にじゅうまる」よかよと、みんなが言うような状況をつくるということが僕は大切なことかと思っています。「にじゅうまる」であるでしょう。私、食べたことなかですもんね、どがんですか。私も食べたことなかですもん。県内どこに行っても食べたことない人ばかりだと、そういう確かな情報が、お土産で買っていったほうがよかよとちゃんと言えるような状況をつくるということは、まず本当に大切なことかと思っています。

私は、そういうような確かな評価が口コミの力で県外へと伝わり、国外へと伝わり、テレビの番組等で取り上げられることで商品としての価値が高まり、結果として「にじゅうまる」のブランド確立につながると考えています。県では「にじゅうまる」の販売戦略をどのように考えているのか伺いたします。

○藤木委員＝商品ですから、価値と付加価値ということもあります。ですから、二千七百円で取引できるところについては、二千七百円で取引されればいい。しかし、六百円の価値にしかならないようなもの、でも味はそんなさして違いがないということであれば、しっかりとやっぱり食べさせてあげれば、八十三万人が広告塔となって多くの人たちに、このミカン「にじゅうまる」、自分が作ったわけじゃないんだけど、佐賀県の誇りとしてのこのミカンを、みんながみんなで宣伝していくような姿こそが、重要なことだとすごく思っています。

あと、貯蔵性に優れているということですから、一月に採れて、六月に販売するということが可能だということであれば、通常ミカンはもうないわけですから、そのときにこそ、この貯蔵性のすばらしさを生かして四月でも五月でも、本来あり得ないタイミングでこの「にじゅうまる」というミカンのすばらしさを番組で取り上げてもらうプロデュース作戦というのは、私どもにとってすごく有効な、このミカンの貯蔵性のよさを生かした販売戦略、宣伝戦略等を考えて、実施していただきたいと思っています。

そういう意味からすると、僕は無限の可能性が広がっていると思うので、園芸課長、三十三ヘクタールと言わずに、もっともっと大きく展開していくことも視野に入れながら、生産についても修正に次ぐ修正、伸びると思えばどんどん広げていけるように努力していただきたいと思っています。

最後になりますが、四番目、「さが園芸888運動」の目標達成に向けた決意についてということでもあります。

少し私も熱くなりましたが、先ほど前語りで、桃崎議長の思いについて多少触れさせていただきましたけれども、私たちはこの運動の方向性が正しいと信じて、そして、この運動の成果は必ず生産者の多くの人々に深い満足を与えて、園芸大国佐賀の確立に必ずつながるものだと信じて、私たちはこの計画を承認し、スタートを切っております。ぶれることなく、迷うことなく、運動の目標である園芸生産八百八十八億円を必ず達成するんだとの強い決意で、農林水産部、産業労働部挙げてその推進に

取り組んでほしいと思っています。

主管部としての池田農林水産部長にその決意のほどお聞かせいただきたいと思います。

○藤木委員＝もう言うことはありません。本当にその言葉どおりです。期待していますので、よろしく願いしておきます。

最後でございますが、これは質問項目にも挙げておりませんでしたけれども、古賀委員長の許可をいただきましたので、特別に質問させていただきます。

この農林水産商工常任委員会に対応される執行部の方々の中で、三名の方が本年度で御勇退されると伺っております。それぞれの方の経歴をお伺いしましたところ、まず、森林整備課の一高課長さんです。

一高課長におかれましては、昭和五十四年の入庁で、四十二年間にわたって本県の林業部門を牽引していただきました。特に治山ダムや林道の設計、積算、監督に当たられて、県内で発生した数々の山地災害の復旧であるとか、今ある林道の整備に大きく貢献されてまいりましたし、今本県が力を入れて進めておられる「森川海人（もりかわかいと）プロジェクト」についても立ち上げから陣頭指揮を取っていただいております。

続いて、高田副部長さんであります。

高田副部長におかれましては、昭和五十八年の入庁でございますが、三十八年間にわたって主として農業農村整備部門を牽引していただきました。特に筑後川下流土地改良事業に長年携わってこられ、私もこの点については相当、先輩とは議論させていただきましたが、嘉瀬川ダムから佐賀西部地域へ農業用水を届けるために農林水産省や市町等の関係機関との調整に精力的に取り組まれ、着実に事業を推進していただき、その成果は上がっております。そして、農業振興の基盤となります生産基盤の整備や、県民生活の安全・安心につながる防災・減災対策なども積極的に前に進めていただいたことも承知いたしております。

最後に、山口副部長であります。

山口副部長におかれましては、昭和五十八年の入庁で、三十八年間にわたって財政、商工、土木、健康福祉、農林水産など、幅広い分野で県政を牽引していただいております。特に平成十九年度から二年間は、武雄中学校の校長先生として出向され、生徒や保護者、そして地域と関わりながら、魅力ある学校運営に尽力され、平成三十一年四月から農林水産部の主に水産担当の副部長として玄海、有明海という二つの海の水産業の再生振興を牽引していただきました。

このようにお三方のこれまでの誠実なお仕事ぶりには、委員各位、大変心強く、ありがたく感じておりましたし、ほかの職員の目標であったと私は思っております。まさに県政の牽引者として御勇退され、大変寂しくなりますが、それこそ先輩方の跡を継いでいく者たちに、これまでの県庁生活の感想といいますか、これまで農林水産業の発展のために頑張ってくられたその思いの一端をぜひお聞かせいただければと思います。よろしく願います。